

第 88 号議案

豊後大野市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

豊後大野市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況や平成30年人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の国家公務員の給与額の改定の動向等に鑑み、市長及び副市長の給与について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年豊後大野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の130」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。